

令和 3(2021)年度 宮崎公立大学学術研究推進助成事業

令和3(2021)年度 宮崎公立大学学術研究推進助成事業

No.	職 氏 名	研 究 課 題
1	教授 野崎 秀正	「教育フォーラム」の開催による宮崎公立大学をハブとする教育ネットワークの構築
2	教授 永松 敦	東アジア十五夜行事の研究 —日向景清伝説を通して—
3	准教授 田村 恵理子	国際人道法のジェンダー分析とその意義
4	准教授 稻田 光朗	農業用ダム建設の政策評価 —嘉南大訓を事例に—
5	准教授 寺町 晋哉	図書出版助成事業 『<教師の人生>と向き合うジェンダー教育実践』

「教育フォーラム」の開催による宮崎公立大学を
ハブとする教育ネットワークの構築

[研究代表者]

野崎 秀正（宮崎公立大学 教授）

[研究分担者]

竹野 茂（宮崎公立大学 教授）

松本 祐子（宮崎公立大学 教授）

寺町 晋哉（宮崎公立大学 准教授）

I 実施概要

本事業は、より効果的な英語教育（英語授業）を実践的に考える機会を持ち、宮崎県英語教育のさらなる活性化に貢献すること、具体的には、①英語教育に関して実践に基づく問題点や悩みを共有し、改善や解決を図る、②英語授業で効果的な活動やアイディアを共有する、③情報交換を通して、教員間、卒業生と在校生、および大学と地域のネットワークを広げ、相互の親睦を図る、3つの目的により実施された。開催日時は、令和3年12月11日（土）13時から17時20分の間で行われた。新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、昨年同様にZoomを使用したリモート開催とした。まずは、授業実践報告が行われ、宮崎市立田野小学校教諭の藤原綾子氏、沖縄市立安慶田中学校教諭の伊良波千春氏（本学卒業生）、島根県立松江北高等学校教諭の三原貴氏（本学卒業生）の3名が本学の松本祐子教授の司会のもとで授業実践の発表を行った。発表後は、基調講演の講演者である川上典子教授から助言をいただいた。授業実践報告の後は、鹿児島純心女子大学の川上典子教授による「新学習指導要領に沿った評価のあり方 - 学習意欲を高める評価へのヒント - 」と題した基調講演が行われた。その後は、Zoomのブレイクアウトルーム機能を使った情報交換・グループ討議が各校種別に行われ、活発な議論が行われた。スタッフである本学の教職員と発表者・講演者を除く最終的な参加者は60名（現職教員など一般参加者18名、本学学生42名）であった。

II 本事業実施により得た成果・効果等

本事業の成果であるが、フォーラム後に実施したアンケート調査の結果により、現職教諭及び本学の学生から、英語教育の最新の情報に触れることによりこれまでまたはこれから授業実践を見直すヒントになったとの回答を多数得ることができた。これは、①英語教育に関して実践に基づく問題点や悩みを共有し、改善や解決を図る、と②英語授業で効果的な活動やアイディアを共有する、の2つの目的を達成したことを見出し、地域の教育力の向上と本学学生の学習意欲や教職に就くことへの意欲向上への効果がみられたといえる。また、授業実践報告と基調講演の後に行われた情報交換・グループ討議では、主に本学学生から現職教員や発表者への活発な質疑が行われていた。このことは、③情報交換を通して、教員間、卒業生と在校生、および大学と地域のネットワークを広げ、相互の親睦を図る、の目的を達成したことを見しており、連絡先の交換も行われるなど本学をハブとした地域の英語教員ネットワークの構築に大きな成果があったと思われる。

III 問題点および今後の課題等

今回で4回目の開催となった英語教育フォーラムであるが、今後の発展的な実施を目

指して、今回の問題点と課題について以下の 2 つが考えられた。1 つ目は、実施時期である。今回のフォーラムは、これまでと同様年末に実施されたが、年末は現職教員が多忙な時期でもあり、このことが原因で現職教員の参加者が少なかったことが考えられる。そのため、次回は比較的時間に余裕のある夏休み期間中の開催を検討したい。次に、英語教育だけではなく、それ以外の学校における課題（生徒指導、総合学習、ジェンダー教育等）も対象にした方がよいのではないかということである。この点については、次回からは「教育フォーラム」と名称を変更し、英語教育に限らず様々な教育的課題を対象にしたフォーラムに発展させたい。

東アジア十五夜行事の研究
—日向景清伝説を通して—

[研究代表者]

永松 敦 (宮崎公立大学 教授)

[研究分担者]

項 青 (熊本県立大学 講師)

堀尾 里美 (人吉旅館 専務)

I 実施概要

昨年度からのコロナ禍において、大学教育の意義が厳しく問われる状況のなかで、十五夜行事という共通の文化を有する東アジア各国をオンラインで結び、研究者、ならびに、一般の生活者の方々も含めて、相互に文化理解を深めるために、昨年度に引き続き十五夜シンポジウムを開催した。中国では中秋節、韓国では秋夕（李組）、日本国内ではお月見・十五夜の愛称で親しまれている。国内での在日コリアンの方々から秋夕の行事を詳細にご報告いただいた。研究者間の交流により、また、民俗学演習の3年生全員の参加と報告がなされた。研究者間の交流により、佐野愛子先生（進和外語アカデミー）と中国の濯艶賢先生（広西民族大学）によりベトナムの中秋節の報告がなされた。韓国安東市の金俊漢氏、通訳は堀尾里美氏が担当した。さらに、国内の在日コリアンの李信恵氏による大阪コリアタウンの秋夕、宮崎市からは大学近くのオモニのまんま亭を営む押川敬姫氏からの報告をいただいた。なお、押川氏宅での秋夕の先祖祭祀を見学する機会を頂戴した。

II 本事業実施により得た成果・効果等

昨年度から2回目の十五夜日中韓オンラインシンポジウムを開催し、宮崎市民にもかなり東アジアの十五夜行事の共通点について、知識が浸透してきたと考えられる。オンラインながら多くの一般市民の参加もあり、東アジアの共通の文化の認識と、在日外国人の正しい文化理解にも貢献したと言えよう。特に、宮崎市、および県内全域においては十五夜綱引き、子どもだけの各家の巡回によるお菓子貰いなど、行事の盛んな地域である。市民の身近な行事として定着しているので、東アジアの十五夜シンポジウムへの関心は毎回高くなっている。特に、日中韓の文化的共通点は、相互の交流に発展しやすく、在日外国人も含めて、同じ十五夜の文化を有する同朋として、一堂に会して共同で調査研究できる環境にある。本研究のテーマである平家の落人であり、能・歌舞伎の主役となった景清の命日が、なぜ、日向では旧暦8月15日なのか、という問題も、半島の先祖供養との関りから見ていく必要もある。本シンポジウムの報告は本学紀要2大9巻に「第2回日中韓十五夜シンポジウム」と題して掲載している。さらに、日本民俗学会第914回談話会で「民俗学における多文化共生—東アジアの十五夜行事を考えるー」を開催（2021年7月）。その報告が学会誌『日本民俗学』309号（2022. 2）に掲載された。

III 問題点および今後の課題等

2022年度は韓国に渡航して、本シンポジウムを開催する予定なのだが、コロナの関係で学生を引率して渡航できるかどうかが問題だ。韓国・中国の研究者とも協力的なので、問題は疫病の状況だけである。在日コリアンの方々との連携はとれてきたので、在日の中国系の方々との交流を促進させたいと考えている。宮崎はあまり月餅の文化が知られていない。関西や福岡では中華料理店も多いので、月餅は日常的に触れる機会が多いのだが、宮崎ではその名を知る人も少ないので実状である。韓国の十五夜餅、ソンピョン（松餅）については、先にあげた まんま亭で販売していただき、宮崎での知名度を上げることができた。国内では奄美・沖縄地方の十五夜行事が注目されるところで、今後、沖縄民俗学会とも連携をとりながら進めていきたいと考えている。

国際人道法のジェンダー分析とその意義

[研究代表者]

田村 恵理子（宮崎公立大学 准教授）

I 実施概要

本研究の目的は、伝統的な国際法分野である国際人道法をフェミニズムないしジェンダーの視点から分析し、①人道法は軍隊＝男性中心の視座と経験に依拠し女性にとって抑圧的で差別的な帰結を本来的に内蔵している法といえるのか、どの程度そうであるのか、②そのような法であるとすれば誰がどのような方法で是正しうるのか、③そのような是正要求が男性や性的マイノリティに不公平とならず真のジェンダー平等を達成するために考慮すべきことは何か、を探求することであった。

その結果、①について、人道法は欧米の権力をもつ男性の支配的価値観や利害を反映しており、女性は武力紛争に積極的役割を果たすことのない脆弱で受動的な犠牲者であり、逆に男性はその保護者であり敵と戦う能動的主体であるという（既に社会に蔓延する）二項対立的なジェンダー規範を強化するという効果をもっていることが明らかとなった。②については、人道法の中心的規範である区別原則（＝合法的な軍事目標戦闘員および敵対行為直接参加者に限定すべし）に的を絞ると、とくに現代のアフリカでの武力紛争に参加する女性の多様な敵対行為参加の在り方を男性並みに承認するような法解釈を促す方法がありうるが、当事者が短期的には自らに不利となる立場（＝合法的軍事目標）を主張することは期待しにくく、人道法解釈適用に影響力をもつ軍隊関係者が受け入れるのもジェンダー規範の根深きゆえ困難であるといえる。③については、区別原則の柔軟な解釈それ自体は男性に不利な結果をもたらさず、それどころか、区別原則のジェンダー規範を認識することで、男性ゆえに被る男性特有の被害や軍隊内での暴力その他兵士の人権侵害等に気付く機会を提供しうる。以上から、人道法に刻印されたジェンダー規範の負の帰結を女性の視点から明るみに出すことにより、男性そして性的マイノリティが被ってきた負の側面が認知されるという正のサイクルがあれば、人道法の新たな法解釈を通じて真のジェンダー平等は達成可能であると示された。残された問題は、軍隊関係者を始めとする現場での実践にある。

II 本事業実施により得た成果・効果等

主に以下3つの成果が得られた：

①宮崎公立大学紀要第29巻1号への寄稿

書評「Orly Maya Stern, *Gender, Conflict and International Humanitarian Law: A Critique of the “Principle of Distinction”* (Routledge, 2019, 234 pp.)」を掲載した。

②研究報告

2022年2月26日京都大学国際法研究会（オンライン）にて、「国際人道法と紛争当事者内関係（*intra-party relations*）の規律—ICC Ntaganda事件を契機に—」と題する研究報告を行った。

③研究報告

2022年3月26日九州国際法研究会（オンライン）にて、「兵士の人権と国際人道法」

と題する研究報告を行った。

以上は、本学の教育・研究の質の向上および本学の認知度向上に役立つものであった。他方、コロナの影響もあって国際交流や地域貢献の点では残念ながら効果的なアウトプットができなかった。

III 問題点および今後の課題等

本研究が十分に扱いきれなかった今後の課題は、区別原則以外の人道法の主要規範、とりわけ均衡性原則に反映されたジェンダー規範の分析である。均衡性原則は、合法的軍事目標への攻撃によって得られる軍事的利益と、それにより生じうる文民・民用物への付随的損害とを天秤にかけ、前者と比べ後者が過度に均衡を失していなければ合法とする法規範である。では、かかる文民損害はどのようなジェンダー規範を刻印されており、それによっていかなる不公平が生じうるのか。文民損害は、戦闘員=男性 対 文民=女性のジェンダー構図にもかかわらず、男性の経験を標準とし、ゆえに女性がより大きな影響を被るインフラの破壊などは念頭に置かれていないとの指摘がある。この点を検証することが残された課題である。

農業用ダム建設の政策評価 —嘉南大訓を事例に—

[研究代表者]

稻田 光朗 (宮崎公立大学 准教授)

[研究分担者]

山本 裕美 (京都大学名誉教授)

郭 永興 (台湾国立大中科技大学 教授)

黃 靖嵐 (台湾農業科技資源運籌管理学会・副研究員)

I 実施概要

本年は1年目から継続して行ったデータ整理を通じてできたデータベースを活用して分析を行い、論文としてまとめること、および本事業の最終日程として国際シンポジウムを開催して、本研究の成果を広く公表することを目標とするものであった。しかし、それについて、コロナ禍の影響を大きく被り、進捗には困難を伴った。

まず、作成したデータベースの中に資料の経年劣化のため、複写資料では判別できないデータが多数含まれていた。そのため、本来台湾に再度赴き、資料原本と照らし合わせて資料補完をしなければならなかったが、コロナ禍の影響を被り、台湾出張が叶わなかった。そのため、本事業期間内に論文完成には至らなかった。しかし、暫定的ではあるが主要な分析結果をまとめ、国際シンポジウムで発表することができた。

次に、国際シンポジウムでは、分担者で登壇予定者の一人がコロナ感染の疑いのために参加を取りやめたことに加え、オンライン開催を余儀なくされるなど、開催および参加者募集に制約を被った。しかし、企画係担当職員の協力を仰ぎ、登壇予定者辞退後のプログラム調整、参加者募集の各所への手配を進め、最終的に、参加者5人と少数ながら宮崎市役所・宮崎大学・本学学生からの参加を得て、シンポジウムを無事開催することができた。

II 本事業実施により得た成果・効果等

本事業はコロナ禍の影響を被ったが、研究面および国際交流面で一定の成果を上げることができた。研究面では、農業用ダム建設が政策目標であったジャポニカ米生産の拡大に貢献したことを定量的に明らかにできた。一方、インディカ米の生産に加え、農業労働者の賃金や地代は他地域より低水準にとどまっていた。これはダムの建設にもかかわらず、依然として農業用水が不足していたため、ジャポニカ米生産以外では他地域と生産格差を抱えていたことを意味している。つまり、嘉南大訓の建設が当該地域の農業課題をすべて解決したわけではなかったことを初めて明らかにすることができた。

国際交流面では、少数の参加者に留まったが、最終シンポジウムで多様な参加者にアウトリーチできた。宮崎市農政部からの参加者からは、宮崎産品の輸出拡大の可能性及び台湾との農業政策協調について提起を受け、議論を行った。宮崎大学からの参加者からは宮崎商工会議所における台湾市場に関心を持つ経営者会議への参加のお誘いを頂いた。本学学生も複数名参加した。シンポジウム開催は参加者の台湾に対する理解を深め、宮崎と台湾の経済関係拡大を図る産官学関係者間の繋がりを構築する機会となった。

III 問題点および今後の課題等

コロナ禍で影響を被った研究面・アウトリーチ面で、今後補完的な活動を進めていきたい。研究面では、上述の通り、データの問題から論文完成には至らなかった。今後、国際移動が緩和され次第、台湾へ出張して、資料を補完したうえで論文を完成し、学会報告など研究発表につなげたい。

アウトリーチ面では、様々な機会を通じて、成果の周知拡大を図りたい。まず、シンポジウムに参加した宮崎市役所農政部の担当者と協力を拡大していくことで合意した。今後、本学講義での外部講演依頼（依頼済み）から始めて、将来的には本事業に関連するシンポジウムの共催を計画している。次に、本成果を台湾7大学と連携協定を結んだ本県高校などへ、出前授業などを通じてアウトリーチ活動を強めたい。提携7大学の中には、本研究の対象地域に所在する国立台南大学が含まれており、本県高校生に関心を持ってもらえるかもしれない。さらに、コロナ禍で登壇が叶わなかつた分担者の講演については、令和4年度自主講座での代替開催を検討している。最後に、今回参加した台湾からの登壇者と継続して協力していくことにも合意した。機会と必要性があれば、本学と台湾の大学との交流協定締結も見据えて、交流深化に努力したい。

図 書 出 版

『<教師の人生>と向き合うジェンダー教育実践』

[著 者]

寺町 晋哉 (宮崎公立大学 准教授)

出版図書概要

出版物の名称：『〈教師の人生〉と向き合うジェンダー教育実践』
著者：寺町 晋哉（宮崎公立大学 准教授）
出版日：令和3年8月20日
判型：4-6
ページ数：214ページ
ISBN：978-4-7710-3516-4
出版社：晃洋書房
定価：2,750円(税込み)



内容説明

「先生は女子に甘い」「男の子なのにメソメソしない」・・・教師はジェンダーを「再生産する扱い手」なのか？

教師に「変革の扱い手」の役割を求める中で忘れられてきたことがある。

それは「教師も一人の人間であり、その人の人生がある」ということだ。

教師は、その役割と葛藤したり、ジェンダーをめぐる教育課題を変革する実践（ジェンダー教育実践）との関係で困難が生じたりする。

ジェンダー平等な学校をつくるために、ジェンダーから影響を受けて人生を歩んできた教師たちができることとは何か。

ジェンダー教育実践を推進していくために必要な視点を示す試み。

著者による著作紹介

テーマは「ジェンダー平等な学校を目指すためにジェンダーから影響を受けた教師たちができることは何か？」です。「ジェンダーセンシティブであること」を前提なく求められる「教師の役割」に対して、「教師も1人の人であること」や「ジェンダー化された人生を歩んでいること」をふまえた議論を意図しています。

研究に馴染みのない方々へも読んでもらえる文章を目指しました。時折ややこしい箇所があるかもしれませんが読み飛ばしても大丈夫ですし、事例だけ読んでもらっても問題ないと思います。教育に携わる人たちだけでなく、多くの方々へ広く読まれることを願っています。

1章はジェンダーをめぐる教育上の課題を教科書的に整理した後、そうした課題へ対抗するための実践（ジェンダー教育実践）を整理しています。そのジェンダー教育実践において「ジェンダーへセンシティブであること」が重視されてきました。しかし、このことが「教師の人生（著書では〈教師〉）」をふまると困難を伴う関係ではないかと問題提起しています。その上で、本書で明らかにする5点を示しています。

2章は、「教職課程でジェンダーを学ぶのか？」というシンプルな問いで。教職課程とジェンダーの学びの実態について整理しています。

3章は、「女子のトラブル」へ対処する過程で、結果的にジェンダーを再生産してしまう教師の姿を描きます。教師の実践を単に批判するのではなく、実践が置かれている文脈を踏まえること、トラブルを収束させる成果は無視できないことなど、〈教師〉の実践を支える状況について多角的に捉える必要性を訴えています。

4章はジェンダーへセンシティブでなかった教師が「センシティブであること」へ変容するプロセスを描いています。対象となった先生は同僚の先生から「性差別的では？」と批判され、悩み葛藤してしまいます。「るべき教師像」のプレッシャーから苦しんでいた先生がいかに「センシティブであること」を獲得し、変容していくのか。

そのプロセスを描いてます。

5章は教師集団でジェンダー教育実践を行うことの可能性と限界について書いています。比較的集団で取り組まれやすい実践とそうではない実践を区別するものは何か？キーとなるのが「教師の価値観へ踏み込むかどうか」です。「協働」という概念に着目し、教師集団で取り組むジェンダー教育実践について描いています。

6章は小学校の先生たちと協力し、初めてのジェンダー教育実践を取り組むまでのプロセスを描いてます。学校現場の先生たちと一緒に研究者ができることを考えた章です。

7章は各章の知見をふまえ、なぜ「ジェンダーセンシティブであること」が難しいのか？〈教師の人生〉をふまえてジェンダー教育実践を進めるための手立ては何か？についてまとめました。